

## 益田市国民健康保険加入世帯の皆さんへ

## 益田市国民健康保険事業運営協議会への諮問および答申

1月19日に開催した益田市国民健康保険事業運営協議会において、令和8年度国民健康保険税率改定について諮問した結果、事務局案どおりの税率等が妥当である旨の答申を受けました。

令和8年度の益田市国民健康保険税率等は、益田市議会での議決を経て確定し、令和8年度の国民健康保険税額は、6月中旬に世帯主あてにお知らせします。なお、益田市国民健康保険事業運営協議会は、国民健康保険事業に関する重要事項を審議するために法令に基づき設置するもので、以下の委員により構成されています。

- ・被保険者を代表する委員 4人
- ・保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
- ・公益を代表する委員 4人
- ・被用者保険等被保険者を代表する委員 3人

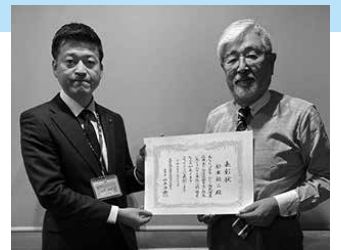


益田市副市長に答申書を手渡す益田市国民健康保険事業運営協議会西川会長（右）

## 令和7年度島根県国民健康保険団体連合会表彰

この度、医療法人たいじん堂 松本医院の松本祐二医師が、令和7年度島根県国民健康保険団体連合会表彰を受賞されました。表彰は、松本医師に益田市国民健康保険事業運営協議会委員として、永年、国民健康保険事業の運営に携わっていただいていることによるものです。

2月2日に松本医院において、島根県国民健康保険団体連合会理事長でもある益田市長から表彰状や記念品を授与し、日頃のご協力への感謝を伝えました。



益田市長（左）と松本医師（右）

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180（市民課経由）

## 国民年金だより

## ★ 令和8年度国民年金保険料

令和8年度の国民年金保険料額は17,920円/月です。（令和7年度より410円の引き上げになります）  
保険料は、日本年金機構から送付される納付書により金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、口座振替・クレジットカード納付・電子納付等の納付方法を利用することができます。

## ★ 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。（2年経過すると時効により納められなくなります）

国民年金（公的年金制度）は、老後やもしもの時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れがあると、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

## ★ 国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。納付が困難だからといってそのままにせず、年金手帳または基礎年金番号通知書をご準備の上、お近くの年金事務所または保険課で手続きをしてください。

## ○ 浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 4月14日(火)・28日(火)

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

〔予約・問い合わせ先〕浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

## ☆ 要予約

相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0216